

## 第2. 監査結果及び講評

### 1 はじめに

都市開発ビルは、市施行の西鉄久留米駅東口第一種市街地再開発事業によって建設された再開発ビルの保留床を取得し、賃貸、管理運営を行うため、市等が出資して昭和57年に設立された株式会社（第三セクター）である。平成14年9月の都市開発ビルの民事再生手続開始の申立てを受け、当時の市監査委員は、14年度から15年度にかけて都市開発ビルに対して、地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査を実施した（平成15年11月12日公表第4号）。監査結果において、再開発事業へ多額の公金が投入されている事実や、救済措置として公共公益施設を導入していることなどについて厳しい指摘を行っている。しかし、十数年が経過した現在に至っても、都市開発ビルの抱える問題の根本的解決はなされず、今回、市長から地方自治法第199条第7項に基づく監査要求書が提出されたことについては、当職らとしても重く受け止めなければならないと考えるところである。

以下、今回の監査結果及び講評を述べる。